

開成山農学校に関する一考察

伊藤 稔明*

Kaiseizan Agricultural School

Toshiaki ITO

キーワード：開成山農学校，郡山農業学校，農学校通則

1. はじめに

明治前期において，“国家富強”のため，工部省による近代工業導入とともに，士族授産という明治国家の重要課題を背景に，民部省や内務省を中心に勸農政策も推しすすめられていった。とくに，駒場農学校を設置した内務省は，西洋の近代農学導入による日本農業の近代化を企図した。このような全国的な流れを受けて，地方においても農事改良事業が取り組まれ始めた。こうしたなか，府県には農学校や農事講習所を設置して，農事改良に資する農業教育を開始するところも現れた。

福島県でも明治13年に県立郡山農業学校が設置され，近代的な農業教育が開始された。明治13年における農学校設置は全国的にも早く，福島県は農業教育先進県であった。しかし，こうした先進的な農学校について，安積開拓との関連で紹介されたもの¹⁾があるものの，本格的な学問的研究のメスはほとんど入っていない。

本論は，福島における明治前期の農学校に関する研究の端緒として，この農学校の開設から廃校までの経緯を明らかにすることを目的とする。次節では，明治13年郡山村に開校される郡山農業学校について，その設置から桑野村移転までの経緯を確認する。3節では，開成山

農学校への改編を，4節では廃校への動きを明らかにする。考察は5節で与えられる。

2. 郡山農業学校の開設

福島県会において，農学校予算が最初に計上されるのは，明治12年の通常県会²⁾ことである。ちなみに，福島県においては，地方三新法が定められた後，最初に開催されたのが，この県会である。明治12年通常県会では，教育費として農業学校費2,139円90銭，さらに，勸業費として農業試験場費12,894円76銭6厘が原案として示された。県会にける議論は，農業学校費と農業試験場費がともに予算計上されたことに向けられることになった。

たとえば，2番山口千代作の「農学校ト農業試験場ト同様ナルヤ」との質問³⁾に，番外2番柿崎家保三等属は「然り」と回答している。また，31番岡田健長は「十一号議案ハ廃スベシ然レトモ農業一切廃スト云フニアラス農学校ト勸業試験場ト殊別ノモノニ非サレハ之ヲ合セテ其一ヲ置クノ見込ナリ」と主張している。ここで，十一号議案とは農業試験場設置の議案である。これに対して番外柿崎は，「学務課ニ於テ立ル農学校ハ十七年以下ノ生徒ニシテ学問ヲ専ラトス勸業課ノ試験場ハ十八年以上

* 愛知県立大学教育福祉学部

ノ生徒ニテ偏ニ実地ノ業ヲ学ハシムル目的ナリ其帰着スル所ハ同一ノ農学トス」として、目的は同じだけれども生徒の年齢が違っていると説明した。これに対して、さらに岡田は「然ラハ同種ノ学校ヲ両立スルモノカ」と問い質し、それに柿崎は「同種ナリト雖モ彼此生徒の年齢ヲ異ニス」と、かなり苦しい答弁を行っている。

この県会では、新たに設置が提案されている農学校への不要論やそれに類する発言もみられた。たとえば、25番荻野祥蔵は「農学校ヲ興スハ渴望セサルニ非レトモ本年地方税創業ノ際百事一時ニ興起スルハ民力ニ堪サレハ漸次之ニ及フベシ因テ本案ヲ取ラス」と時期尚早論をとなえ、31番佐藤行重は「地方税ヨリ農学生徒ニ支給シ、一郡ヨリ一二名ツ、東京ヘ遣シ講学セシムル」と、農学校設立より駒場農学校への留学を主張した。さらに、4番宇田成一は「本員モ農学校ヲ設クルニ不同意ナリ何ントナレハ生徒ヲ養成シテ各郡ヘ分遣スルカ如キハ迂遠ナリ」と農学校の設置目的に関わる本質的な農学校不要論を主張している。

しかし、こうした農学校不要論が大勢を占めることはなく、議論は農業試験場費を全廃して、農学校に試験場としての役割も付与して、その予算を2,500円とすることで結論を得た。

県会における農学校設置決定を受けて、県は学校設置に向けた具体的な作業にとりかかる。『開成社記録』⁴⁾によると、明治12年8月21日の項に、

立岩一等属報シテ曰ク渡邊六等属モ開掛掛ノ命ヲ奉シ同行セリ是ヲ以テ旧出張所事務未決ノ件一々之ヲ裁断セントス而シテ予テ希望ノ農学校ハ愈郡山中学校ヘ設立シ試験所ハ桑野村ニ設クル所議ナリト雖トモ現在ノ試験地ハ狹隘事ヲ為スニ足ラス別ニ四町歩ヲ要スベシ若シ良地ナクハ自然学校ノ位置ヲ変スルモ計リ難シ宜シク篤ク思慮ヲ運スベシ

とある。開成社とは、明治6年に県の呼びかけによって、郡山の商人25人が出資して創業された結社で、この開成社による事業が安積開拓事業の柱のひとつとなっている。また、最初に登場する立岩一等属とは勸業課一等属立岩一郎のことで、立岩は郡山農業学校で重要な役割を果たしていくことになる⁵⁾。さて、ここでは郡山中学校内に設置するかのように記載されているけれども、正確には郡山小学校（現金透小学校）の校舎を間借りして設

置されている。もともと郡山小学校の空き教室には中学校を設置する構想があったので、上記のような記載になったものと思われる。

さらに、立岩は手狭な農業実習地の確保にも努めた。『開成社記録』には、明治13年3月13日の項に、

社員皆桑野村ニ至リ目標ヲ立ツ先キニ立岩開拓科ヨリ農学校試験所八町七反三畝廿九歩入用ノ事ヲ告ケラル之ヲ黙検スルニ社員過半ノ壟圃ヲ失フ者アリ又一歩ヲ失ハザル者アリ不平均ナリト雖トモ試験所ハ一斉ニセザルベカラザルヲ以テ社員ノ公論ヲ問フ皆曰試験所ハ農学校入用中之ヲ貸ストスル時ハ必ス双方ノ便ナリ

と、開成社と県の双方に便があるとして、開成社所有の土地が農業学校に貸し出されることが記されている。

立岩による郡山での開校準備作業とともに、郡山農業学校の生徒募集が行われている。5月31日には、県甲第61号⁶⁾において、

今般管下安積郡々山農業学校ニ於テ農業生徒年齢満十五歳ヨリ三十歳迄ニシテ三十名（貸費生十名私費生十名）ヲ限り試験ノ入上校差許候条有志之者ハ別紙書式ニ照準来月十三日ヨリ十五日迄該校ヘ可願出此旨布達候事但志願ノ生徒ハ本県在籍ノ者ニ限ルベシ

と管内布達をしている。このあと、布達文は試験科目を、

- 一 読書 皇朝史略
- 一 講義 翻訳農書ノ内
- 一 書取 全上
- 一 作文 片仮名普通文
- 一 算術 和算洋算ノ内除法
- 一 体格 検査

とあげていて、当時の入学試験の様子が窺える。

こうした開校への準備の末、郡山農業学校は6月18日に開校日を迎えることになる。県は6月15日に、県甲第67号⁷⁾において、「郡山農業学校来ル十八日開校候条此旨布達候事」と布達。『開成社記録』の明治13年6月18日の項には、

郡山農業学校開業ノ式典ヲ挙ク山吉県令及ヒ属官数名臨席ス県令農業学校ヲ起ス旨趣ヲ述ヘ終リテ校長立岩一等属其他祝詞ヲ朗読シ威儀肅然タリ抑本村ヘ農業学校ヲ設クルハ其来歴ヲ叙セザレハ顛末判然タ

ラス依リテ其梗概ヲ記ス蓋シ明治四年白河県ノ命ニ依リ学校新築スト雖トモ福島県へ合併トナリ学事ノ順序整頓セザルカガメ開校セス六年ニ至リ世運進ミ諸国学校ヲ設クル者比々相次ク是ヲ以テ物産方阿部茂兵衛橋本清左衛門鳴原弥作安藤忠助阿部茂助佐藤伝吉甲斐山忠左衛門七百余円ヲ出金シ隆盛学舎ヲ設ク祠官安藤脩重如宝寺住職鈴木信教ヲ教師トナシ二本松儒士堀退蔵等ヲ請シ学業ヲ子弟ニ授ケシム既ニシテ文部省学制ヲ頒布セラル依リテ私立ヲ止メ公立トナサント欲シ松田正斉等ヲ東京ニ遣ハシ授業法ヲ講習セシメ明治七年十一月六日公立学校ノ開業ヲナセリ是ヨリ以来生徒モ増加シ訓導モ命シ奉シテ来ル然レトモ未タ正則変則迭ニ授業シ大ニ振フト謂フベカラス明治八年五月余授業生ヲ命シ奉シテ来リ少々アリテ訓導兼監事ニ拜シ旧法ヲ改メ一切正則トナシ大ニ授業ヲ励マシム是ニ於テ父兄競フテ子弟ヲ就学セシメ学舎狹隘ナルヲ以テ市中ノ家ヲ借りテ分教場ト為スニ至レリ先是学校新築ノ議アリト雖トモ時未タ至ラスシテ止ム然ルニ学舎ノ狹隘ヲ告クルニ至リ議復起リ区長村上清通大ニ之ヲ賛シ巨大ノ校ヲ置カントス抑本村学区ハ中学ノ位置ニシテ安達安積岩瀬白河ノ四郡ヲ轄ス是ヲ以テ小学ヲ造ルニ方リ中学モ並セ築カントス依リテ安積各村ハ勿論三郡ヨリモ之ヲ助ケルコトヲ議ス是ニ於テ柏木喜兵衛等新築ヲ担任シ八月ヨリ鳩功シ九年五月ニ至リ工事已ニ七分ニ至レリ当是時聖上東巡ノ令アリ人民皆曰ク聖上休憩ノ所学校ニ若ハナシ是ヨリ工事ヲ督シ夜ニ及フマテ斧鑿ノ声絶タザルニ至リ遂ニ龍駕ノ休憩ヲ賜フ此校凹字形ヲ為シ兩翼ハ小学ニシテ其体ハ二層ノ高楼ナリ洋風ニ擬シ遠ク之ヲ望メハ城郭ノ如シ之ヲ中学トナス物換リ星移リ十一年ニ至レトモ中学ヲ設クベキ生徒ヲ生セス一村ノ資力之ヲ維持シ難キヲ以テ願書ヲ県庁ニ奉シ維持法ヲ設クルヲ乞フト雖トモ県庁モ亦遽カニ其法ヲ設クルヲ難カル余学区取締相沢正道ト福島ニ至リ前後百日之ヲ乞フテ止マス県庁其情ヲ察セラレ詮議アリテ農業学校ヲ設クルノ旨ヲ論サル蓋シ安積郡ハ開拓ノ業盛ナレハ兩便ナルノ深キ庁議ナルヲ知り婦リテ人民ニ告ク人民大ニ之ヲ説ヒ開業ノ期ヲ待ツ是ニ至リ県令自ラ臨ンテ開業ノ式ヲ行ハル誰レカ之ヲ喜ハザル者アランヤ各物ヲ献シ儀ヲ助

ケ式畢リテ盛宴ヲ楼上ニ開キ皆醉ヲ尽セリ

と、開校に至るまでの経緯が詳細に記載されている。

郡山農業学校は、このように開校はしたものの、生徒募集には苦勞し、6月24日の県甲第70号⁸⁾では、

郡山農業学校生徒校費生九名私費生拾名欠員ニ付募集候条志願之者ハ本年県甲六十一号布達ノ通り相心得来ル七月九日十日該校ニ於テ試験ヲ受クベシ此旨布達候事

と布達し、さらに、8月3日の県甲第89号⁹⁾では、

郡山農業学校生徒私費生八名欠員ニ付募集候条志願之者ハ本年県甲六十一号布達ノ通相心得本月廿日該校ニ於テ試験ヲ受クヘシ此旨布達候事

と、県は欠員の穴埋めに努力している。

さて、8月9日に福島県は郡山農業学校の学校規則に関して文部省に「農業学校教則之議ニ付伺」¹⁰⁾として、

管下安積郡々山学校内へ今般農業学校開設候ニ付テハ教則之義別紙之通施行致シ度候条至急何分之御指揮相成度此段相伺候也

と伺いを出している。これに対して、文部省からの認可が下りるのは9月17日のことである。この学校規則が管内に布達されるのは翌年のことであって、明治14年6月16日に県は県甲第74号¹¹⁾をもって、「郡山農業学校教則及通則等別冊之通相定候条此旨布達候事」と布達し、その別冊として郡山農業学校通則と郡山農業学校教則を添付した。管見の限り、これらの規則はこれまで紹介されたことのないものであるので、通則全文をここに掲載することとする。

郡山農業学校通則

第一条 本校ハ管内ノ子弟ヲシテ農学ヲ研究シ農事ヲ開進セシムルヲ以テ本旨トス

第二条 生徒ノ年齢ハ十五歳以上三十歳以下タルベシ尤学力優等ノモノハ此限ニ非ス

第三条 生徒ハ三十名ヲ以テ定員トス但都合ニ依リ増員スルコトアルベシ

第四条 生徒ヲ区分シテ校費生私費生ノ二種トス

第五条 校費生徒ハ校内ニ寄宿セシメ学資トシテ毎月金五拾銭ヲ支給ス尤食料寝褥炭油ヲ除クノ外悉皆自弁タルベシ

第六条 校費生徒ハ在学中家計ノ係累ナク専ラ学業ニ従事シ得ルモノトス

第七条 在学中課業必需ノ書籍器械ハ之ヲ貸与ス若シ紛失毀損スルトキハ相当ノ代価ヲ償ハシム其水火盜難ニ係ル者ハ此限ニ非ス

第八条 生徒募集ノトキハ予メ其期日人員等ヲ廣告ス

第九条 入学ハ本校試験法ニ依リ及落第ヲ判シ且医師ヲシテ其體質ヲ検査セシム

第十条 前条検査ノ上体格勤學ニ堪ヘス及種痘天然痘ヲ為サ、ル者ハ入学ヲ許サス

第十一条 入校志願ノ者ハ第一号第二号書式ニ倣ヒ本人居住地戸長ノ保証書并ニ學業賞罰等ニ関スル履歴書ヲ以テ其期日迄本校ヘ申出ツベシ

第十二条 試験合格ノ者ハ本県管内ノ者ヲ保証人ニ立テ第三号書式ノ証書ヲ出スベシ但保証人他府県ヘ移転シ又ハ死亡スル時ハ更ニ証人ヲ立テ保証状ヲ改ムベシ

第十三条 生徒中学力優等ニシテ品行端正ナルモノヲ撰ミ生徒ヲシテ投票セシメ舎長ヲ命スヘシ但手当トシテケ月金壹円ヲ支給スヘシ

第十四条 生徒ハ半途ニシテ退學或ハ他途ニ出身スルヲ許サス

第十五条 在学中素行修ラスシテ退校ヲ命スル者ハ本人又ハ保証人ヨリ在校中ノ校費ヲ一時ニ償還セシメ再ヒ入校スルヲ許サス但止ヲ得サル事故ニテ半途退校スル者ハ亦本条ニ準ス若シ重病ニテ退校死ニ至ルカ或ハ否ヲサルモ一身ノ作業ニ堪ヘサル者ハ此限ニアラズ

第十六条 校費生徒在学中疾病ノ為メ病院ニ入ルモノ三十日以内ハ校費ヲ以テ入院料ヲ給ス但學資ハ入院前後ノ日割ヲ以テ之ヲ給与スヘシ

第十七条 生徒ハ父母ノ疾病看護ニアラサレハ帰省ヲ許サス

第十八条 新ニ入校スル者ハ一ケ月間試験生ト為シ學業ノ優劣ニ照シテ各級ニ編入ス

第十九条 全科ヲ卒業スルトキハ大試験ヲ經第四号卒業証書ヲ付与ス

第二十条 生徒ノ罰則ハ謹慎ニ始リ放校ニ止ル其細目ハ校内議定ノ法ニ從ハシム

第二十一条 年中休日左ノ如シ
日曜日

孝明天皇例祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

神武天皇例祭 四月三日

神嘗祭 九月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月廿三日

春秋皇靈祭

夏季七月廿一日ヨリ八月廿日マテトス

冬季十二月廿六日ヨリ翌年一月七日マテトス
(書式略)

以上が、郡山農業学校通則である。

郡山農業学校教則においては、まず、各学年の履修学科が規定されている。第一学年で学ぶ内容は、農具論・利水論・耕土論・肥料論とされ、そのために学ぶ学科として、化学(無機化学)・地質学(大意)・物理学(普通)・植物学(普通)・数学(代数幾何)・図学(幾何図法)・器械学(大意)・実習と規定されている。次に第二学年では、穀菜栽培・牧草栽培・樹林培養法等が学ぶ内容とされ、そのための学科が、農産生産法・化学(有機化学)・植物生理及病理(大意)・動物学(普通)・昆虫学(大意)・害虫除虫論・農家記簿法(復記法)・数学(三角術求積法)・図学(幾何図法)・実習とされた。最終の第三学年では学ぶ内容が、牧畜・家禽・農家建築等とされ、学科は、農産製造法・農家経済(大意)・化学(農芸化学)・農家記簿法(復記法)・動物生理及病理(大意)・獣医学(大意)・測量術・気象学(大意)・実習と規定されている。これに続いて、試験法の規程があり、それは、

第一条 生徒ノ學術進否ヲ驗シ其優劣ヲ定メン為メ左ノ試験ヲ設ク

第一 臨時試験

第二 定期試験

第二条 臨時試験ハ毎週一回之ヲ行ヒ而シテ教師之ニ評点ヲ付与ス

第三条 定期試験ハ毎学期ノ終リニ一回之ヲ行ヒ対策応問ノ二法ヲ用ユ而シテ教師之ニ評点ヲ付与ス

第四条 臨時定期両試験ノ点数ハ毎学期中五百点ヲ以テ最上点トス但二百五十点ヲ定期試験ノ評点数ト定メ残り半数ヲ臨時試験ノ評点数トス

第五条 定期試験各学科評点平均数ハ臨時試験ノ評点平均数ヘ定期試験ノ評点数ヲ加ヘ之ヲ二分シテ定

ムルモノトス

第六条 諸学科評点平均数ハ各学科評点数ヲ合計シ其科数ヲ以テ之ヲ除シ定ムルモノトス

第七条 総テ生徒試験ニ欠席スル時ハ之ニ零点ヲ付与ス但定期試験ニ限り校長及教師ノ意見ヲ以テ更ニ試験スルコトアルベシ

第八条 定期試験ニ於テ諸学科平均数最点五分ノ一ヲ得サルモノハ退校ヲ命ス

第九条 講習及試験ノ際不埒ノ挙動アルニ於テハ教師ノ意ヲ以テ評点ヲ減却スルコトアルベシ尤モ之ヲ為スニ於テハ其事由ヲ校長ニ開申スヘシ

第十条 毎定期試験ニ於テ諸学科評点平均数多数ヲ得タルモノハ賞品ヲ与フルコトアルヘシ

と、規定された。

郡山農業学校が設置された明治13年度の通常県会¹²⁾では、予算原案3,122円54銭8厘に対して2,624円36銭で決定、翌14年度の通常県会¹³⁾では、原案3,592円81銭7厘に対して2,165円92銭での決定となっていて、予算増額が困難な中においても、その陣容は徐々に拡充していった。明治14年の学事年報¹⁴⁾では、

(設置ノ縁由) 興産起業ハ国家隆昌ノ基礎ニシテ宇内各邦ト對抗スルノ今日ニ於テハ宜ク之レカ増進ヲ策ラサルヘカラス而シテ其増進ヲ策ルニハ農商工芸等ノ學術ヲ講究スルヲ以テ緊急トス是レ当校ヲ設置スル所以ナリ

(教授ノ要旨) 本校ハ管内ノ子弟ヲシテ農学ヲ研究シ農事ヲ開進セシムルヲ以テ本旨トス然シテ速成生徒ヲ陶冶スルハ目今ノ急務ナレハ専ラ邦語ヲ以テ教授シ務メテ實際適切ナル学科ヲ修習セシムルモノトス

(教員ノ学力供給ノ概略) 本校教員ハ総テ二名ニシテ生徒ノ現数僅ニ二十二名ニ過キス故ニ授業上敢テ其障碍ヲ見ス

(生徒ノ増減及学業進否ノ状況) 生徒ハ二十二名ニシテ前年ヨリ二名ヲ増加ス其学業ノ進否ハ設置日尚浅ク實際如何ヲ判スルニ由ナシ只毎級人員ヲ前年ニ較ヘ左表ニ出ス (表略)

(沿革概略) 明治十三年創メテ当校ヲ設置シ管内農産ノ道ヲシテ興起セシメントス而シテ設置日尚浅ク未タ全科ヲ卒業シテ之ヲ実地ニ試ミシモノアラス

年々ノ経費ハ地方税ニ資ル

とされていたのに対して、翌年には、(教員ノ学力供給ノ概略) 部分の冒頭が、「本校ノ教員ハ総テ三名前年ヨリ多キコト一名之レ 他ナシ生徒学業進ムニ従ヒ実地授業ヲ要スルニ起因ス」となり、教員が1名増員されていることが分かる¹⁵⁾。

ただ、もちろん単純に拡充されたものばかりではない。郡山農業学校は設立されてから校長が不在であった。そこで県庁は、明治16年度通常県会¹⁶⁾において、校長俸給40円を予算計上した。しかし、この原案に反対意見が続出。たとえば、52番佐藤泰次は、

二十余名ヲ教育スル学校ニ四十円ノ校長ハ余リ多額ナルベシ假令置カザルモ従前差支ナカリセバ矢張是マテノ通ニ据置クモ敢テ不可ナルベキナリ

と発言しており、この意見が議長によって採決に付され、その結果賛成多数で採択され、校長職新設は否決された。また、この県会においても、農学校予算は原案5,113円19銭5厘から4,633円19銭5厘へと減額されている。

3. 開成山農学校へ

明治17年度通常県会¹⁷⁾における郡山農業学校についての審議は、前年に公布された農学校通則(明治16年文部省達第5号)¹⁸⁾への対応問題から始まった。農学校通則は、農学校を第一種と第二種に区別して、第一種を実際の農業従事者の養成、第二種を農業指導者の養成に位置づけた。農学校通則の制定によって、今後設置される農学校は第一種か第二種のいずれかを選んで組織されることになり、また、既存の農学校は第一種か第二種の規定に合致するように改組することが求められた。

農学校費の第一次会審議で、まず、2番佐藤忠望が、「農学校ノ通則ヲ閱スルニ第一種第二種ノ区別アリ本校ハ第一種ニ属スヘキ歟将タ第二種ニ属スヘキ歟其区別ヲ聴キタシ」と質問し、それに対して番外2番渡辺明義五等属は、「教員ノ都合モアレハ目下第二種ニ属シ居レトモ当時伺中ニテ第一種ニ変更スルモ亦タ知ルヘカラサルナリ」と、基本的に第二種として整備すると答えている。さらに、佐藤が、「本年文部省ノ報告書ヲ閱スルニ本校ハ第一種ニ変更スヘシトノ照会アリタルカ如シ果シテコ

レアリシカ」と、文部省からの行政指導の有無を尋ね、渡辺は、「成程文部省ヨリ照会ハアリタレド第二種ヲ第一種ニセヨトノ協議ニハ非ラス唯其辺ハ如何スルトノ照会ナリシナリ」と答えている。ここで、佐藤が持ち出している「文部省ノ報告書」とは、おそらく、この年の1月4日付の官報¹⁹⁾に掲載された「農学校ノ件ニ付照会ノ旨意(文部省報告)」と推察される。ここで、文部省は府県に対して第一種農学校の設置を強力に推奨しているからである。しかし、この時点で県庁は、第二種農学校として認可申請を行う方針であったことが分かる。

さらに、この県庁方針を受けて佐藤は、「農学校ノ通則ニ従ヘハ第二種ニハ少クモ二名ハ文部卿ノ許可ヲ受クヘキモノナリ右三名中ニハ許可ヲ受ケシ者二名アルヤ否ヤ」と質問し、渡辺は、

未タ認可ハ受ケサレトモ学業ノ履歴モアレハ上申次第認可アルモノト想像ス尤モ現時ノ教員中万一ニモ認可ナキトキハ文部省ヨリ其人ヲ得ルノ見込ナリ依テ差支ナシト信ス

と答えている。これは、農学校通則によると、第一種農学校の場合は1名、第二種農学校の場合は2名の教員が文部省の認可を必要とする、という規定について質疑がされたものである。全国的な例でみると、札幌農学校あるいは駒場農学校の卒業生(つまり、農学士)で、これに充てることが通例であった。明治17年の学事年報には、「教員ハ三名ニシテ内農学士二名アリ」となっているので²⁰⁾、第二種農学校として認可申請しても、問題の起さない状況にあったと考えられる。

さて、この県会においても県庁から示された郡山農学校校の予算案に対して、削減要求がなされ、減額決定となっている。当然のことながら、原案派と削減派が激しく衝突している。ここでは、当時の福島県における農学校についての世論を確認するために、その議論の一端をみておきたい。

明治17年度県会において、県庁から郡山農学校校費として4,604円87銭5厘が原案として出され、それに対して、19番志賀要七は4,014円10銭への修正案を提案した。上で紹介した2番佐藤は、

本員ハ原案維持ノ一人ナリ然ルニ十九番ノ修正説アツテ大ニ満場ノ勢力ヲ得タルモノ、如シ為メニ一言ヲ呈シテ反対論者ノ惑ヲ解カンソレ農業ノ専要ナル

コトハ固ヨリ論ヲ須タス既ニ已ニ昨年決議セシ如ク各員ノ了知セラル、所ニシテ番外モ説明セシ通り之ヲ第二種ノ学校ニ引直スニハ是非トモ文部省免許ノ教員二名ヲモ要シ学科ノ高尚ナルニ随テ多額ノ金員ヲモ要スルニ勢ノ免レサル所ナルヘシ然ルニ僅々タル俸給即ハチ三十円以内ノ俸給ヲ以テ教員ヲ聘セント欲スレバ一科専門ノ教員スラ猶ホ且ツ之ニ甘ンセサルノ情況ナリ況ンヤ理化等ノ諸学ヲ兼備セル教員其人ニ於テヤ依テ第一種トモ違ヒ第二種トナスニ於テハ本案ノ金額ナクンバ到底其全キヲ得サルノ恐れアルナリ故ニ本員ハ飽マテ原案ヲ賛成セン

と主張し、また、13番猪狩真琴も、

本員モ亦原案ヲ可トス其主旨ハ已ニ二番ノ述ヘシ如ク我県下ノ農業ニ於ケルヤ其勢真ニ微々タリト言ハサルヲ得ス而シテ之ヲ他ノ事業ニ比スレバ恐ラクハ思半ハニ過クルモノアラン是レ実ニ本員等ガ常ニ以テ憾ミトナス所ナリ而シテ他ノ費目ヲ一瞥スレバ警察署建築費ノ如キモ其額已ニ四千元ニ下ラズ且教育費中中学校ト云ヘ医学校ト云ヘ亦各々一万円ノ巨額ヲ要スレバ彼此権衡ヲ取ルモ本員ノ如キハ敢テ不当ノ金額ニ非ラサルコト固ヨリ論ヲ須タザル所ナリ然リ而シテ管下八十有余万衆カ由テ以テ生活スルノ根柢ハソレ此農業ヲ借テ將タ焉クニ在ル満場ノ各員幸ニ眼ヲ農業ノ一点ニ注テ此議ヲ称揚スル所アランコトヲ

と原案支持を唱えている。こうした原案支持の意見に対して、23番向井遠平は、

金額ノ如何ニ至テハ十九番ト同意ナリ然レトモ敢テ農業ヲ重セサルニアラス其ノ之ヲ重スルノ主意ハ彼ノ一番及ヒ二番ノ述ヘタル趣意ト異ナラザルノミナラズ其盛大ヲ欲スルノ意ハ肯テ各員ニ一歩ヲモ譲ルノ意ナキナリ然ルニ今其意無クシテ而シテ反ツテ減額ノ主義ヲ執レリト云ハ、各員中或ハ疑惑ヲ懐カル、ノ人アルヘケレトモ本員ノ見ル所ヲ以テスレバ十九番ノ金額ニテ充分ニ原案ノ功用ヲ為スヘシト認ムルナリ各員宜シク今日ノ有様ヲ熟慮セラレヨ

と19番修正案を支持する発言を行った。さらに、3番谷宗徳は、

本員ハ十九番賛成ノ一人ナリ前キニ已ニ報道シ置キタル常置委員会意見ノ如ク之ヲ修正スルモ敢テ彼校

ヲ維持スルニ不足ナキモノト信スルナリ而シテ農事ノ改良ヲ渴望スルノ点ニ至テハ本員連モ亦各員ニ一歩モ譲ラサルノ意見ナリ果シテ原案維持者ノ如ク急ニ其望ヲ達セントナラハ到底四千円内外ノ金ニテハ其目的ヲ遂ケ難キ必然ナリ然リ而シテ原案維持者其人ノ真意ヲ問ヘハ唯ニ之ヲ問ニ合ストノ言ニ過キサルナリ其已ニ原案ノ金額ヲ以テ問ニ合スベシト云ハ、減額論モ亦之ヲ以テ問ニ合スヘキナリ其如斯クタリ難ク弟タリ難キ全一着ノ論旨ヲ以テ彼此何レヲ取ルヘシト云ハ、本員ハ我カ減額ノ論ヲコソ取ルヘケレ決シテ原案ハ之ヲ取ラサルナリ何トナレバ今ヤ民力疲弊ノ時ナルヲ以テナリ

と、民力疲弊を理由に減額論を主張している。こうした減額論に対して番外渡辺は、

他ノ費目ハイザ知ラズ此農学校ニ対シテハ目下勉ムヘキノ急務タルヲ以テ四方ヤ減額論杯ハ起マシト思ヒノ外十九番ノ減額論アツテ已ニ満場ノ与論ヲ占メントスルノ勢ナレハ番外モ聊カ原案ノ趣旨ヲ説明シテ各員ノ参考ニ供セン其レ我カ国ハ農ヲ以テ立テシ処ノ国ニシテ反ツテ彼ノ商法国ナル米英普仏ノ諸邦ニ譲ル所ノモノアルハ何ソヤ是レ蓋シ我国ノ人民カ農業ノ改良ヲ企図スルノ念薄クシテ之ヲ度外視シタルノ致ス所ナリト謂サルヲ得サルナリ而テ此ノ農学校ノ他学校ト敢テ異ナラサルハ各員ノ已ニ熟知スル所ニシテ各員皆学校ノ一日モ措クヘカラサルヲ知ラハ何ソ特リ農学ノミ之ヲ減額スルノ理アランヤ若シ夫レ農学校ヲシテ盛大ナラシメンカ到底原案ノ金額ヲ以テ其目的ヲ達スルコト能ハサルナリ然レトモ本年ハ民力ノ耐否ヲ斟酌シ先ツ以テ此案ヲ発シタルニ過キサルナリ然ルモ猶各員ニ於テ又々之ヲ減シ去ラント欲セハ内之ヲ支フノ金ナク外之レ施スノ術ナキニ至リ真ニ有名無実ノ学校タランコト鏡ニ照シテ之ヲ見ルヨリモ猶明カナラン目下彼校ニ在勤スル所ノ教員ハ皆三年前ヨリ奉職スルノ人ナレハ之レカ昇級ヲ計リ之ヲカ勞ヲ慰シ之レカ実功ヲ現ハスニアラスンハ教師其人モ何ヲカ快トシテ其職務ニ勉励スベキモノゾ或ハ生徒ノ授業ニ影響シ多少不快ノ結果アランモ亦測リ知ルヘカラサルナリ是レ原案ニ昇級ヲ見込ミタルノ大略ナリ又彼生徒賄費ノ如キモ実地ノ費用ニ対比スルモ決シテ減スヘキモノニ非ラサルナリ

且定農夫ノ手当タル少ク高キニ似タレトモ其労働ヤ日出ヨリ日没迄ノ間ニテ其勉強モ亦タ非常ナレハ之ヲ増スハ相当ナレトモ決テ減スヘキモノト思ハサルナリ又修繕費ノ項ニ至テモ同様減スルヲ得サルノ理由ハ他ヲ借り居タルトキト違ヒ苟クモ之レヲ開成館ニ移セシ以上ハ修繕ノケ所殊ニ多ク一厘ト雖トモ今更之レヲ減スルヲ得サルナリ各員請フ厚ク是等ノ所ニ意ヲ用キ審議討論アランコトヲ

と、様々な項目にわたって詳細に反論した。

さて、ここで確認しておきたいことは、減額論の意見のなかに、農学校を廃止するべきであると主張するものはないことである。これは、他年度の県会においても同様となっている。福島県会における農学校予算審議は、あくまで、その金額の議論となっていて、農学校予算そのものを否定する主張は表れていない。

この県会ではこうした予算削減の是非を問う議論の後、再び、農学校通則に定められた農学校の種別の話題に議論は移った。まず、33番佐野元右衛門は「一言ヲ以テ番外ニ問ハン此ノ第二種ヲ第一種ニ変セハ何ニカ差支ヲ生スルカ」と質問し、それに渡辺は「此ノ案ノ起リシハ生徒カ第二種ノ学科ヲ学ヒ居ルカ故ナリ然レトモ此レヲ第一種ニ繰リ返ヘント欲セハ敢テ能ハサルニハ非ラサルナリ」と不都合はない旨を答えている。続いて、佐野は「第二種ヲ第一種ニ繰リ直スコトハ出来ルモノカ」と問い、さらに13番猪狩も同様の質問をし、渡辺はそれらに対して、「第二種ヲ第一種ニ引キ直スコトハ妨ケナキモ是ハ此ニ明言シ難キナリ」と即答を避けた。

この明治17年度県会において、上記したように原案から減額された郡山農業学校費が議決されたのは3月18日のことである。それから3ヶ月後の6月30日、県は管内に乙第64号²¹⁾として、

県立郡山農業学校ヲ安積郡桑野村ニ移シ自今開成山農学校ト称シ候条此旨布達候事

と布達した。さらに、同日、乙第67号²²⁾として「県立開成山農学校諸規則別冊之通改正候条此旨布達候事」と開成山農学校規則を布達している。別冊の規則は、貴重な資料であるので、ここに全文を掲載する。

開成山農学校規則

第一章 総則

第一条 農学校ハ管内農家ノ子弟ヲシテ専ラ実業ヲ

授ケ躬ヲ善ク農業ヲ操ルヘキモノヲ養成スル所トス

第二条 生徒在学年限ヲ三ケ年ト定ム

第三条 本校ニ於テ授クル学科左ノ如シ

修身 算術幾何 物理 図画 化学 動植物学 耕種養畜 農業經濟 農業簿記 實習

第四条 諸学ハ凡テ口授法ヲ用井成ヘク実物ニ就テ講明シ徒ラニ生徒ヲシテ空理ニ走ラシメス専ラ着実ヲ旨トス

第五条 生徒ハ本校内ノ寄宿舎ニ在舎セシム

但シ私費生ハ詮議ノ上通学ヲ許スコトアルヘシ

第六条 各学科課程并教科書ヲ定ムルコト別表ノ如シ (別表略)

第七条 各学科授業ノ要旨左ノ如シ

第一款 修身

修身ハ儒教ニ基キ嘉言善行等ヲ説キ徳性ヲ養フヲ以テ旨トシ心ヲ正フシ己ヲ修メ事ヲ処シ物ニ接スルノ大道ヲ知ラシム是レ三学年ニ通シ此科ヲ課スル所以ナリ

第二款 算術幾何

算術ハ日用ノ計算ニ欠クヘカラサルモノナリ之ヲ授クルニハ数理ヲ推究シ術語ヲ解釈シ法則ヲ論読シ實際適切ノ問題ヲ与ヘテ其応用ヲ試ミ施算正確且迅速ナラシメンコトヲ要ス又幾何ハ線、面、角体ノ性質關係等ヲ推究スルモノニシテ物ノ長短容積等ヲ精測スルニ必要ナルノミナラス思想ヲ緻密ニシ推理判断等ノ力ヲ養成スルモノナレハ是レヲ説明スルノハ詳細精確ナルヲ旨トス

第三款 物理

物理ハ宇宙万有ノ形態上ノ性質及ヒ現象ヲ講究スルモノニシテ諸科ノ學術ト尤モ關係ヲ有スルモノナレハ先ス総論ニ於テ其大略ヲ授ケ次ニ氣中現象ノ大意ヲ知ラシメントス其之ヲ教授スルヤ専ラ實用ニ付考究スルヲ旨トス

第四款 図画

図画ハ言語文字ノ及ハサル所ヲ写出スルモノナレハ農具菓木草花等ヲ臨写セシメン為メニ第一学年ニ於テ課ス之ヲ授クルニハ執筆運筆ノ法ヨリ始メ漸次範本摸形実物ヲ示シテ之ヲ臨写セシム

第五款 動植物学

動植物学ハ名称ヲ知り其性質ヲ詳カニシ且ツ効用ヲ

弁ヘシムルモノニシテ虫害予防及驅除法ヲ授ク其之レヲ教授スルノ法ハ主トシテ本邦所産ノ動植物ニ就テ講明シ耕種養畜ノ科ニ先テ之ヲ課ス

第六款 化学

化学ハ物ノ成分成質變化ヲ講究スルモノナレハ第一学年ニ於テ之ヲ課シ普通化学全体ヲ知ラシメ而シテ農ノ業ヲ学理ニ就テ講究スル農用化学中ニテ土性肥料ノ性質製法貯藏畜類ノ飼料及酪類麵類砂糖藍等ノ農産製法ヲ第二学年ニ於テ授ク

第七款 耕種養畜

耕種養畜ハ農ノ本業ナレハ主トシテ普通特有植物ノ栽培法ヨリ森林樹木ノ管理法農具ノ構造農屋畜舎ノ建築排水灌水ノ方法等ヲ講明シ又養畜ニ於テハ牛馬羊豚并有益家禽ノ蕃殖飼養管理病害獸医用普通藥物等ヲ授ケ其他農産物ノ製造ヲ詳細説明スト雖トモ其之ヲ教授スルヤ専ラ着実ヲ旨トシ学理上ノ説ニノミ渉ラサルヲ要ス

第八款 農業經濟

農業經濟ハ農ノ厚生利用ヲ講明スルモノニシテ之ヲ授クルニハ實用ヲ主トシテ理論ニ馳セス且ツ一家ノ説ク所ニ偏倚セザランコトヲ要ス

第九款 農業簿記

農業簿記ハ農家日用ノ計算ヲ調理スルニ必要ナルモノニシテ其之ヲ講究スルニハ単複兩簿記法ヲ授ケ以テ其用ニ便ス

第十款 實習

實習ハ農業ヲ実験セシムルモノナレハ農具ノ使用ヨリ始メ漸次農用植物森林樹木ノ播種管理栽培家畜ノ蕃殖飼養疾傷治療管理其他農産物製造農場理司等ノ業ヲ操ラシム之ヲ課スルニハ熟練經驗視察ヲ旨トス

第二章 学年 学期 休業 休暇

第一条 学年ハ八月廿一日ニ始リ翌年七月廿日ニ終ル

第二条 学年ヲ別テ前后二学期トシ前学期ハ八月廿一日ヨリ始メ翌年二月十四日ニ終リ后学期ハ二月十五日ニ始マリ七月廿日ニ終ル

第三条 冬季休業ハ十二月廿六日ヨリ翌年一月八日ニ至ル二週間トシ夏季休業ハ七月廿一日ヨリ八月二十日ニ至ル一ケ月トス

但シ第三学年生ハ夏季休業ヲ給セズシテ實習ヲ課ス

ルモノトス

第四条 前期試験後三日間日曜日及ヒ次ニ掲載スル祭日祝日ハ休業トス

春季皇霊祭 神武天皇祭 秋季皇霊祭

神嘗祭 天長節 新嘗祭

孝明天皇祭 紀元節

第五条 生徒ハ冬夏季休業父母疾病看護ト自己ノ大患或ハ他生ニ関渉スル病質ニ非ザレハ休暇ヲ許サス

第三章 入学 在学 退学

第一条 入学ノ期ハ前学期ノ始メ一回トス

但シ時宜ニ依リ後学期ノ初メニ於テ入学ヲ許スコトアルヘシ

第二条 本校ヘ入学スル生徒ハ年齢十五年以上ニシテ品行善良体質壯健ナルモノニシテ小学中等科卒業ノモノ若クハ少クトモ左ニ掲クル科目ニ就テ小学中等科ノ学力ヲ有スルモノトス

読書 算術

第三条 他ノ学校ニ於テ不都合ノ行為アリテ退学ノ所分ヲ受ケ文部省直轄官立学校府県ノ公私立学校ヘ入学ヲ禁セラレタルモノハ入学ヲ許サス

第四条 入学セント欲スルモノハ入学願書（第一号書式）ニ学業履歴書（第二号書式）ヲ添ヘ本校ヘ指出スヘシ

第五条 入学試験ニ合格シテ入学ノ許可ヲ得タルモノハ本県管内ノ戸主ニシテ在学中一身ヲ託スルニ足ルモノヲ保証人ニ立テ在学証書（第三号書式）指出スヘシ

但シ保証人他府県ヘ移転シ又ハ死亡スルトキハ更ニ保証人ヲ立テ保証書ヲ改ムヘシ

第六条 生徒若シ怠惰不行状若クハ校則ヲ犯シ在学ヲ許スヘカラサルモノト認ムルトキハ直ニ退学ヲ命ス

但シ校費生ハ本人若クハ保証人ヨリ在学中ノ校費ヲ一時ニ償還セシム

第七条 前条ニ於テ退学ヲ命シタル生徒ハ其情状ニ依リ管内若クハ全国官公私立ノ学校ヘ入学ヲ禁セラル、コトアルヘシ

第八条 在学中重病ニ罹リ所定ノ課程ヲ履踐スルコト能ハサルモノト認ムルトキハ退校ヲ命ス

但シ本条ノ場合ニ於テハ校費生ト雖トモ校費ヲ償還

スルニ及ハス

第九条 学期試験ニ合格セサルモノハ退学ヲ命ス但シ此場合ニ於テハ校費生ハ校費ヲ一時ニ償還セシムル事アルヘシ

第十条 生徒病疾或ハ止ヲ得サル事故ニ依リ半途退学セント欲スルモノハ保証人連署ノ上願出ルトキハ詮議ノ上許可スヘシ

但シ校費生ハ校費ヲ償還セシム

第四章 生徒 制限 給与

第一条 本校生徒ハ四十名ヲ以テ定員トシ之ヲ校費（貳拾名）私費（貳拾名）ノ二種トス

第二条 校費生ハ本県在籍ノ者ニ限り私費生ハ本校ノ都合ニ依リ県ノ内外ヲ問ハス入学許ス

第三条 校費生ハ食料炭油外ニ筆紙墨料毎月金六拾銭ヲ支給ス

第四条 私費生ハ毎月ノ初メニ於テ食料ヲ会計係ハ収入セシム食料ハ物価ノ高低ニ依リ増減アリト雖トモ概シテ一ヶ月金四円五拾銭以下トス炭油ハ校費生ト同シ

第五条 生徒在学中必需ノ書籍器械ハ之ヲ貸与ス若シ紛失毀損スルトキハ相当ノ代償ヲ償ハシム

第六条 生徒疾病ノ節要スル薬餌ハ凡テ自弁タルヘシ

第七条 生徒休暇ハ其日ヨリ筆紙墨料ヲ給セス帰校授業ヲ受クルノ日ヨリ之ヲ給ス

第五章 生徒心得

第一条 本校生徒ハ学ト術トヲ兼備シ将来農業ヲ操リ諸人ノ規範トナルモノナレハ誠実信義ヲ守リ親切寛恕ヲ旨トスヘシ

第二条 身体ノ健康ヲ保チ殊ニ平素素朴ノ習慣ヲ失ハス常ニ劳逸ヲ撰ハス専ラ勉強ト耐忍ヲ旨トスヘシ

第三条 礼讓ヲ重シ威儀ヲ正クシ毫モ粗暴傲慢ノ挙動アルヘカラス

第四条 凡テ師長ノ訓誨ニ恭順シ所定ノ諸規則ヲ遵守スヘシ

第五条 農夫ヲ友愛シ且ツ本校農夫心得第三、五、六、七、八、十条ヲ遵守スヘシ

第六章 試験 賞与 卒業

第一条 生徒ノ學術進否ヲ檢シ其優劣ヲ定メン為メ試験ヲ施行シ教諭之ニ評点ヲ附与ス

第二条 試験ハ臨時学期試験及ヒ卒業試験ノ三種トス

第三条 臨時試験ハ一学期中一学科ニ付一回以上五回以下対策法ヲ以テ之ヲ施行シ学期試験ハ対策応問ノ二法ヲ以テ一学期中ニ授業セシ学科ヲ每学期ノ終りに於テ施行シ卒業試験ハ対策法ヲ用ヒ在学中ニ於テ授ケシ学科ヲ第三学年後学期ノ後ニ施行スルモノトス

但シ第三学年前学期試験ハ之ヲ施行セス第三学年後学期試験ニ於テ第三学年中ニ授ケシモノヲ試験ス

第四条 実習科試験ハ一学期中授業日数ニ欠課日ヲ比シテ定ムル数及ヒ実習教諭ノ見込点数ヲ加ヘ学期試験点数トシ卒業試験ニ於テハ学期試験ノ平均点数ヲ以テ実習科ノ点数トス

但シ其率ハ欠科点数ヲ七トシ見込数ヲ三トス

第五条 試験時間左ノ如シ

臨時試験 一時間以上三時間以下

学期試験 一日以上六日間以下

予調日三日間

卒業試験 一日以上六日間以下

予調日十日間

第六条 試験評点数ハ凡テ百点ヲ以テ最高点トス

但シ対策応問ヲ二法併用スルトキハ対策最高点ヲ八拾点応問最高点ヲ二拾点トス

第七条 学期試験評点数ハ臨時試験平均点数ニ学期試験点数ヲ加ヒ之ヲ二分シタルモノトシ卒業試験評点数ハ学期試験平均点数ニ卒業試験点数ヲ加ヒ之ヲ二分シタルモノトス

但シ各学科トモ評点数ノ率ハ同シ

第八条 学期卒業試験ニ於テ最高点数二分ノ一以上ヲ合格者トシ二分ノ一ニ足サルモノヲ不合格者トス但シ一学科以上最高点数ノ四分ノ一ヲ得サルモノハ不合格者トス

第九条 凡テ試験ニ欠席スルトキハ之ニ零点ヲ附与ス

但シ学期試験ニ限り再試験ヲ施行スルモノトス

第十条 学期試験ニ於テ最高点数ヲ得タルモノニ賞品ヲ給ス

第十一条 卒業試験ニ於テ定点以上ノ点数ヲ得タルモノニハ左式ニ卒業証書ヲ付与ス

(以下、書式略)

一見して、郡山農業学校の規則に比べて詳細な規定になっていることが分かる。こうして、郡山農業学校は郡山村から桑野村に移転し、開成山農学校となった。

移転後の10月18日、福島県は文部省に対して「農学校職制章程改正伺」として、

本県々立開成山農学校職制章程別冊之通改正致度此段相伺候也

と伺い出ている。ここでの別冊は残されていないので、詳細は不明ながら、この伺いは「伺之通」と認可されている。これを反映して、明治18年1月の福島県職員録には、開成山農学校の職員として、三等教諭兼校長心得牛村一氏、二等助教諭齊藤万吉、三等助教諭飯田定一、書記松尾智明が記載されている²³⁾。こうして開成山農学校は組織を整えていった。

福島県は明治17年の学事年報において、この農学校移転を、

本校ハ明治十三年郡山農学校ノ称ヲ以テ安積郡郡山小学校内ニ開設シ専ラ學術ヲ授ケシカ実地修業モ亦欠クヘカラサルヲ以テ十五年八月実地試業ニ富メルノ教員ヲ聘シ學術実習両ナカラ完全ナラシメンコトヲ謀リ十七年六月同郡桑野村開成館内ニ移シ名称ヲ開成山農学校ト改メ更ニ実習ノ田圃ヲ増加シテ弥本校ノ隆盛ヲ期ス其月通則ノ旨趣ニ遵ヒ教則ヲ改正シテ第一種農学校トス

と、報告している²⁴⁾。

翌18年3月開催の明治18年度通常県会²⁵⁾においては、開成山農学校を第一種としたことによる事務体制や施設の変更等が話題となった。48番桜内協が、

農学校規則ノ改正ニ依テ書記一人ヲ増シ又洋牛買上或ハ牛馬舎建築費等ノ三項目ヲ説明サレヨ

と、質問したのに対して、番外2番山内英助七等属は、書記一名ヲ増員スルハ昨年六月校則改正ニナリ固ト二種トアリシヲ一種トナシタルカユヘニ実地ノ事務増加シタルヲ以テ到底一名ニテハ間ニ合ハサルカ為ニ一名ヲ増員シ実習所ヘ一人ヲ要スルナリ又洋牛買上費ハ則チ規則ノ改正ニ依テ交種養畜ノ項目ヲ増加シタルヨリ之ヲ買上ケントスルナリ又営繕費ノ如キハ馬舎大破ニ及ヒ之レニ修繕ヲ加ヘ間ニ合セントスルモ到底無効ナルカ故ニ新築セント欲スルナリ而シ

テ是迄ハ馬舎ノミナリシカ今度ハ牛馬舎ヲ併セ建築
スルノ見込ナリ

と回答している。農学校通則の規定から、第一種農学校は第二種より実業を重視しているのので、このような措置になったと理解され得る。

4. 廃校

明治18年11月開催の明治19年度通常県会²⁶⁾では、開成山農学校費として、従前は勸業費に計上されていた馬耕伝習費を含む原案が提示された。開成山農学校費原案6,888円97銭のうち、2,530円8銭が馬耕伝習費とされていた。番外2番渡辺明義四等属は、

従来勸業費ニ設ケ置キタル馬耕奨励費ヲ本年度ヨリ
特ニ此ノ農学校ニ移シタル所以ハ凡ソ冬季ニ至レハ
馬耕ノ伝習ヲナス能ハザルガ為メ即チ此ノ間農学校
ニ於テ生徒一同ニ此法ヲ教授セシメ尚益々之レガ事
業ヲ拡張セシメントスルノ主旨ニ出デシナリ而シテ
之レヲ拡張スルニハ是非コレ丈ケノ費額ヲ要セザル
ヲ得ズ此中増加シタル所ノ重ナルモノヲ挙レバ先づ
管内ヲ六区ニ分チ即チ喜多方、坂下、二本松、矢吹、
平、原ノ町ノ六ヶ所ハ廿五日間宛其近傍ノ者ヲ喚ヒ
寄セ以テ伝習ヲナスノ積ナリ

と、その趣旨を説明している。

この馬耕伝習費について意見が続出し、二次会においては様々な修正案が提案されるものの、そのすべてが過半数の賛成を得ることなく否決された。議長は、1番内海文十郎、2番猪狩真琴、29番橋本英馬、33番近野元右衛門、62番矢部重高の5名を修正委員に指名して、修正案を作成させ、5名は開成山農学校費として総額5,290円69銭、内馬耕伝習費1,200円を修正案として提案した。この修正案は再修正されることなく可決され、明治19年度の開成山農学校費が決定した。明治19年度県会では、開成山農学校費に関しては馬耕伝習費以外の項目は実質審議がなかった。つまり、19年度県会においても農学校を廃校とするような議論は一切現れていないことになる。

こうして決定された予算のもとで、開成山農学校は明治19年10月に廃止されることとなる。このことについて、

明治19年の学事年報では、

県立ニ医学校農学校各一校アリ其教授ノ要旨教員ノ
資格等前年報ニ同シ而シテ農学校ハ本年十月限り廃
止セリ其縁由ハ従来該校卒業生ニシテ著シキ功蹟ナ
キノミナラス中学校師範学校教則ニ農学科ヲ加フル
コト、ナリタルニ依リ農業上普通ノ智識ヲ得セシム
ルニハ是等ノ学校ニ於テ足レリトス況ンヤ地方税重
荷ノ恐レアルニ於テヲヤ故ニ其教員書籍器械等ノ如
キハ一切之ヲ中学校師範学校ニ引継キ該校ニ於テ充
分ニ農業ノ課程ヲ履マシメントス

と、報告している。つまり、中学校や師範学校で農業を教授できるので、農学校は不要となって廃止したという説明である。中学校や師範学校での農業のことは、それぞれ、尋常中学校ノ学科及其程度（明治19年文部省令第14号）²⁷⁾と尋常師範学校ノ学科及其程度（明治19年文部省令第9号）²⁸⁾における既定を指している。尋常中学校ノ学科及其程度ではその第1条で、

尋常中学校ノ学科ハ倫理国語漢文第一外国語第二外
国語農業地理歴史数学博物物理化学習字図画唱歌及
体操トス第一外国語ハ通常英語トシ第二外国語ハ通
常独語若クハ仏語トス但第二外国語ト農業トハ其一
ヲ欠クコトヲ得又唱歌ハ当分之ヲ欠クモ妨ケナシ

と設置学科を定めて、第5条において農業の内容を「農業初歩及実業」と規定している。週当たりの時間数は「第二外国語若シクハ農業」として、第4年で4時間、第5年で3時間が充てられている。また、尋常師範学校ノ学科及其程度ではその第1条で、

尋常師範学校ノ学科ハ倫理教育国語漢文英語数学簿
記地理歴史博物物理化学農業手工家事習字図画音楽
体操トス農業手工及兵式体操ハ男生徒ニ課シ家事ハ
女生徒ニ課ス

と設置学科を定めて、第2条において農業の内容を「農業ハ土ノ成分分類植物ノ成分等及肥料ノ用法家畜ノ選択保護等ノ要略耕作ノ実業器具ノ用法」と規定している。週当たりの時間数においては、農業と手工を合わせて、第1年から第3年は2時間、第4年で6時間と定めている。福島県においては、これらの規定を根拠に開成山農学校を廃止したのである。

5. 考察

以上のことから、開成山農学校には、その廃校において大きな謎が存在することが分かる。県は、中学校や師範学校に農業という学科が設置されたことを理由に開成山農学校を廃校にした、としている。しかし、週に数回程度行われる農業の授業を受講した程度で、農学校と同等の農業教育を受けられると考えるのは、相当に無理な発想であることは明白である。しかも、学事年報で「中学校師範学校教則ニ農学科ヲ加フルコト、ナリタルニ依リ」としているものの、実際には、学校令以前の中学校教則大綱（明治14年文部省達第28号）²⁹⁾と師範学校教則大綱（明治14年文部省達第29号）³⁰⁾においても、中学校と師範学校とも農業科を設置することができると規定している。つまり、学事年報で記載された理由で農学校が廃止されるのであれば、福島県では明治14年時点で農学校が廃止されているはずである。したがって、学事年報に記載されている廃止理由が真実を反映したものであるとは考え難い。

これまでみたように、福島県会において農学校廃止論は皆無といえる。郡山農業学校設立の議論にときに、農学校不要論が若干出された以外に、その後の県会で廃校論は全く出されていない。これは、当時、短命に終わってしまった他県の農学校と比べてきわめて特徴的な状況である³¹⁾。開成山農学校廃止の理由は現在も謎のまま残されている。開成山農学校は何故廃校に追いやられたのか。この謎の解明を今後の研究に期待したい。

付 記

本研究はJSPS科研費26381036の助成を受けたものです。

注

- 1) 立岩寧『開拓者の群像 大久保利通と安積開拓』、青史出版、2004年、pp. 299-321。また、『郡山市史』（第四巻、pp. 254-256）でも簡単にふれられている。
- 2) この県会の議事録は、福島県立図書館所蔵『明治十二年 福島県県会日誌』に収録されている。
- 3) 県庁から各町村への布達や文部省への学校規則に関する伺い書などから、固有名詞としては“郡山農業学校”が正式名称で

あることがわかる。ただ、当時においては“農学校”という単語の方が常用であったらしく、県会における議員や番外の発言に農学校という単語が頻出する。本論では、引用については、その文献に記された通りに記載する。ちなみに、桑野村移転後は“開成山農学校”が正式名称である。

- 4) 郡山市歴史資料館所蔵『開成社記録』。
- 5) 立岩一郎については、立岩寧『立岩一郎伝』、青史出版、2009年に詳しい。
- 6) 郡山歴史資料館所蔵『福島県甲布達 明治十三年』。
- 7) 前掲『福島 県甲布達 明治十三年』。
- 8) 前掲『福島 県甲布達 明治十三年』。
- 9) 前掲『福島 県甲布達 明治十三年』。
- 10) 福島県歴史資料館所蔵『明治十三年自七月至九月 官省指令 福島県』。
- 11) 郡山市歴史資料館所蔵。
- 12) この県会の議事録は、福島県立図書館所蔵『明治十三年度 福島県県会日誌』に収録されている。
- 13) この県会の議事録は、福島県立図書館所蔵『明治十四年度 福島県会議事筆記』に収録されている。
- 14) 「明治十四年府県学事年報要略」、『文部省第九年報附録』、pp. 365-366。
- 15) 「明治十五年府県学事年報要略」、『文部省第十年報附録』、p. 442。
- 16) この県会の議事録は、福島県立図書館所蔵『明治十六年度 福島県会議事筆記』に収録されている。
- 17) この県会の議事録は、福島県立図書館所蔵『明治十七年度 福島県会議事筆記』に収録されている。
- 18) 『法令全書』明治16年、pp. 1298-1301。
- 19) 官報第153号（1884年1月4日）。
- 20) 「明治十七年府県学事年報要略」、『文部省第十二年報附録』、p. 227。
- 21) 郡山市歴史資料館所蔵。
- 22) 『福島県勸業報告』第7号、pp. 1-19。
- 23) 国立公文書館所蔵『明治十八年一月七月改 福島県職員録』、p. 99。
- 24) 前掲「明治十七年府県学事年報要略」、p. 228。
- 25) この県会の議事録は、福島県立図書館所蔵『明治十八年度 福島県会議事筆記』に収録されている。
- 26) この県会の議事録は、福島県立図書館所蔵『明治十九年度 福島県会議事筆記』に収録されている。
- 27) 『法令全書』、明治19年 下巻 省令、pp. 394-398。
- 28) 『法令全書』、明治19年 下巻 省令、pp. 318-322。
- 29) 『法令全書』、明治14年、pp. 830-832。
- 30) 『法令全書』、明治14年、pp. 832-836。
- 31) 拙稿「長崎県公立第一種農学校に関する一考察」、『愛知県立大学児童教育学科論集』、第46号、2012年、pp. 27-42；「広島県農学校に関する一考察」、『愛知県立大学教育福祉学部論集』、第61号、2013年、pp. 37-49；「新潟県農学校に関する一考察」、『愛知県立大学教育福祉学部論集』、第62号、2014年、pp. 83-97；「山梨県農学校に関する一考察」、『愛知県立大学教育福祉学部論集』、第63号、2015年、pp. 25-37を参考にされたい。